

中小企業金融円滑化法期限到来後の 当金庫の取組みについて

平成 25 年 3 月 31 日に中小企業金融円滑化法の期限が到来します。
当金庫では中小企業金融円滑化法期限到来後も従来と変わらず以下の通りに対応いたしますので、お知らせいたします。

1. 当金庫は、中小企業金融円滑化法期限到来後も、お客さまからの条件変更の申し出に極力対応する等、従来からの方針に変更はございません。また、引き続き、他業態も含め関係機関と十分に連携を図って、貸出条件の変更等や円滑な資金供給により支援を継続してまいります。
2. 当金庫は、従来から取り組んでいるコンサルティング機能をより一層発揮し、それぞれのお客さまの経営課題に応じた最適な解決策を、お客さまの立場に立って提案し、実行支援してまいります。
3. 当金庫は、地域経済の発展に貢献するため、コンサルティング機能を発揮して、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を継続してまいります。

以上
平成 25 年 3 月 1 日

館林信用金庫